

第 11 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～土浦港の取組状況報告～

(土木部)

令和 6 年 9 月 3 日 (火)

○施設名 土浦港

1 報告の趣旨

○ 調査特別委員会（第9回）において、「土浦港」に係る審議をいただいたところであるが、地元の土浦市から「土浦港及び同港の後背地（市有地）のあり方、活性化策等を検討するため、県と連携してサウンディング調査を実施したい。」旨の意向がこの度示されたことから、現在の状況及び今後の予定について報告するもの。

2 前回の主な報告内容

○ 第9回においては、現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）として、「引き続き県において適切な管理を継続していく。また、地元市町村の意向等を勘案の上、必要に応じて港湾施設のあり方を検討していく。」と報告。

3 現在の状況

(1) 施設の概要

- 土浦港は港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき整備された施設であり、砂利採取の搬出のために整備された新港地区と、ヨット、プレジャーボート等のレジャー港として整備された川口地区から構成されている。
- 両地区とも建設後30年を超えており、将来的な経年劣化への対応も今後必要となってくる。
- また、土浦市が土浦港の新港地区と川口地区の間に土地を保有し、マリナー施設が運営されている。

施設名	所在地	開業年月	施設概要	設置理由	設置の根拠法令	事業内容	利用料金
土浦港	土浦市川口	平成2年3月	施設敷地 32.6ha 物揚場（川口地区）、野積場（新港地区）	昭和60年の筑波研究学園都市地区で開催した国際科学博覧会との関連で、土浦駅東口周辺の整備が必要になったことに加え、霞ヶ浦開発事業に土浦港も含まれていたことから、再開発により整備。	港湾法	港の維持管理、使用許可等	茨城県港湾施設管理条例等に基づき使用料を徴収 (例：プレジャーボート用泊地 58,680円～112,560円／1隻1年等)

(2) 利用状況

- 土浦港のうち新港地区に関しては、現状利用が少なく、また川口地区に関しても、プレジャーボートの係留数が減少している。

【プレジャーボート係留数の推移】

(単位：隻)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
許可船舶数	130 (R3)	121	121	122	126	128	127	122	130	115	115	88.5%

(3) 地元市の意向

- こうした中、土浦市では、土浦港及び同港の後背地（市有地）を含む周辺地域のあり方、活性化策等を検討したい意向であり、同市から県と共同での同地域の活性化に関するサウンディング調査実施の提案を受けている。

4 対応方針

- 新たなにぎわい創出を求める地元市の意向も踏まえ、土浦港のあり方、後背地を含めた活性化策等について検討する。

5 今後の予定

- 検討を始めるにあたり、まずは、施設の利用促進のための事業アイデア等を把握することを目的に、土浦市と連携してサウンディング調査を実施する。
- スケジュール（案）
公募期間：令和6年9月～11月、調査期間：令和6年11月～12月

(参考) 施設の平面図

